【调休2日工事 FAQ】

- Q1 週休2日の確認方法は実際どのように行うのか。
- A1 提出された工事工程表(様式2)または交替制における週休2日においては休日取得[実績]表 (様式3)に基づき、日報の記録を確認する等、可能な範囲で行う。
- Q2 協議、達成状況の確認、および変更契約の流れについて
- A2 【工事着手前】

協議書(様式1)、工事工程表(様式2) または交替制における週休2日においては休日取得[実績]表(様式3)について、工事打合せ簿(様式-15)により協議し(部長決裁)、設計書に綴ること。

【工事完了後】

提出された工事工程表(様式2)または交替制における週休2日においては休日取得[実績]表(様式3)にて達成状況を確認し、工事打合せ簿(様式-15)にて費用計上の有無についての協議を行う。

- Q3 工事費補正は精算変更時で問題ないか。
- A3 問題ない。繰越で年度をまたいだ場合、複数回変更を行う場合も同様である。
- Q4 工期前に精算変更を行う必要があるが、週休2日補正の判断はどの時点で行うのか。
- A4 現場完了後に工事工程表(様式2) または交替制における週休2日においては休日取得 [実績] 表(様式3) が提出された時点で判断する。
- Q5 午前または午後のみを休工した場合、0.5 日閉所として扱われるか。
- A5 現場閉所は、1日単位でカウントする。
- Q6 夜間作業における現場閉所の取扱いはどのようになるか。仮に、金曜 22:00~土曜 6:00 まで施工し、次に日曜 22:00~月曜 6:00 まで施工した場合、1日閉所として扱われるか。
- A6 金曜 22:00~土曜 6:00 の施工は、一般的に金曜出勤(夜間)であり、土曜日出勤とは考えません。日曜 22:00~月曜 6:00 についても同様に日曜出勤(夜間)となります。その間に挟まれた土曜については 24 時間以上の休工を確保しており、現場閉所としてカウントできます。
- Q7 現場に出勤したものの、降雨・暴風などにより現場作業を行わなかった場合、現場閉所にカウントするのか。
- A7 現場作業を開始する前の作業中止については、現場閉所にカウントする。
- Q8 悪天候で現場閉所はしたが、会社で事務作業をしている場合は現場閉所にカウントするのか。
- A8 現場作業を行っていないため、現場閉所としてカウントするが、週休2日工事の趣旨を踏まえ、 可能な限り作業従事者の休日所得の対応がとられるべきであると考えます。
- Q9 地元調整や関係機関との協議等により現場作業を実施しなかった場合、現場閉所にカウントするのか
- A9 1日を通して現場作業や現場事務所での作業をしなかった場合、現場閉所にカウントする。

- Q10 週休2日対象工事Aの作業従事者が、対象工事Aの休日に他工事Bに従事していた場合は、現場 閉所にカウントするのか。
- A10 現場閉所にカウントする。ただし、施工箇所が点在する工事でA現場とB現場が同一工事の場合は、現場閉所として扱いません。
- Q11 現場内における災害や事故等で休日に予定外の作業が発生した場合はどのように扱われるのか。
- A11 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象期間から除く。
- Q12 現場閉所として認められる現場管理上必要な作業には、具体的にどのようなものがあるのか。
- A12 ・巡視やポンプなどの仮設備および建機の保守点検
 - ・コンクリート養生等の品質管理上で最低限必要な作業
 - · 交通誘導警備
 - ・その他、監督員が必要と認めたもの
 - ※測量や、ボーリングや原位置試験等の現地調査は現場閉所としない。
- Q13 現場内除雪のみを行った場合は、現場閉所として扱ってもよいのか。
- A13 「受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」と考えられ、1日の現場作業が除 雪のみの場合は、週休2日の対象期間から除くことができるので、監督員と協議してください。
- Q14 工事着手日及び工事完了日とは具体的にどのような日のことをいうのか。
- A14 工事着手日とは、現地測量や現場事務所の設置、資器材の搬入等の現場準備作業に着手した日が 該当し、工事完了日とは、資器材の搬出や清掃等の現場後片付作業が完了した日が該当します。
- Q15 月曜日に現場着手し、金曜日に現場完了という場合、土日を休日と設定しても現場閉所率が 28.5%以上とならない場合があるが、週休2日補正の判断はどうするのか。
- A15 次に示す例のように実施されていれば現場閉所率 28.5%以上でない場合でも達成とみなす。

工事着手日	工事完了日	対象期間日数	土日の日数	現場閉所率%
R3.4.26 (月)	R3.7.2 (金)	68	18	26.5

- Q16 週休 2 日補正により、元設計額の 30%を超えるなど契約変更の範囲を超えてしまった場合はどうするのか。
- A16 4週8休の補正分と設計変更分を合わせると 30%を超える増額となる場合は、4週8休の補正分は不可分とみなし、30%の内訳に含める必要はない。
- Q17 工場製作期間を含む現場作業が短い場合や維持修繕工事の4週8休の判断について
- A17 工事工程表(様式2)の記載例(工場製作期間を含む場合)、(維持修繕工事)を参考とすること。
- Q18 対象期間から除外するものとして「年末年始6日間」、「夏季休暇3日間」があるが、これは土日を含んだ日数か。
- A18 · 「年末年始6日間」:原則、12/29~1/3までの土日を含む3日間
 - ・「夏季休暇3日間」: 土日以外の任意の3日間(原則、お盆期間)
- Q19 「年末年始6日間」、「夏季休暇3日間」前後に休日を追加して大型連休にした場合、追加した休日は現場閉所にカウントするのか。
- A19 現場閉所にカウントする。

- Q20 交替制による休日確保の対象者は
- A20 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者を対象としています。建設業法で 記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人(測量業者、資材業者、警備業 者、運搬業者等)については対象外となります。
- Q21 休日確保の確認は当該工事のみでよいのでしょうか
- A21 当該工事のみでの確認となります。当該工事の休日に他工事に従事していたとしても休日として 算出可能です。
- Q22 現場代理人は工事現場に常駐すること(契約約款第10条第2項)と定められており、休日取得ができないのではないでしょうか。(現場代理人は交替できないのではないでしょうか)
- A22 契約約款第10条第3項にて「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。
- Q22 監理技術者は専任のものでなければならないのでしょうか。
- A22 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません、監理技術者が休暇取得等のため短期間現場を離れることについては、適切に施工できる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。